



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

本多 敬子

1. はじめに

平成 28 年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております本多敬子です。

4 月より今年度の会務が始まり、拙稿を書いております今は師走の半ば。北風に追い立てられるように虎ノ門周辺を走り回っております。東京では 11 月に初雪を観測するなど寒さ厳しい冬の予感の中、気が付けば本年度の副会長としての任期も 3 分の 2 が終わろうとしています。

2. 会務報告

(1) 重点政策

今年度は以下を重点政策として掲げ、伊丹会長以下副会長 8 名、執理事 12 名の執行役員会で政策実現に向け様々な議案を審議して参りました。

- ① 地域知財活性化活動のさらなる拡充
- ② 各種のネットワークを駆使した知財環境の充実
- ③ タイムリーで効果的な広報活動の強化
- ④ 事務所経営基盤の強化に資する具体的支援の継続実行
- ⑤ 多方面での人材の育成
- ⑥ 魅力ある知財制度実現のための調査、研究、提言
- ⑦ 日本弁理士会の組織改革の実現に向けた取組

昨年度立ち上げた弁理士知財キャラバン事業においては、11 月時点でコンサルティング件数が 300 件を超え、キャラバンの申請も九州から北海道まで、日本全国からいただいております。

広報活動においては、TV 番組・ラジオ番組による広報活動が始まっております。役員会のお昼休みに TV 番組「PAT やってみた」の録画を拝見いたしますが、独創的な発明やアイデアが紹介されるので、ついつい見入ってしまい、一部地域での放映に限られておりますことを秘かに残念に思っております。日本弁理士会のホームページから視聴することができますので、まだご覧になっていらっしゃらない方は、是非一

度覗いてみてください。

海外に対しても、2004 年から隔年で行っており、今年度 7 回目となりますアジアセミナーをベトナムのハノイで行います。2 日間に亘り、9 時から 5 時まで、間にレセプションも開催する予定で 2 月に行います。インドネシアで開催致しました前回のセミナーでは、約 130 名の方にご参加いただきました。

さらに、「Discover IP Japan」と銘打ち、海外の企業の知的財産関係者に直接最近の日本の知的財産権制度の良さをアピールしてくる、という新規事業を企画しております。今年度は 2 月に米国のパロアルトとシアトルにおいてセミナーを予定しております。このパテント誌が発行された際には、いずれのセミナーも成功裡に終わっていることを祈念しております。

人材の育成に関しましては、今年度、研修所主導で「グローバル人材育成研修」が始まりました。英語能力は高いにもかかわらず話すこととなると躊躇してしまう日本からの海外留学生が多い、との米国で大学教授をされている方の評価にヒントを得、英語によるプレゼンテーション能力を高め、海外のレセプションなどで軽妙なスモールトークができるようになることを目標としたプログラムになっております。第 1 回は、30 名の定員に対して 80 名余りの応募があり、2 月に最終回を迎える予定です。

(2) 活動状況

以下に私が関わらせていただいた活動の一部をご紹介します。

9 月には、AIPPI の会合、それに続いて行われました Global Network Summit に出席して参りました。Global Network Summit では、米国、欧州、中国、韓国、日本などから知的財産に関わる代理人等が集まり、グローバルドシエ、e-PCT、秘匿特権の事例紹介、TM 5、ID 5 の現況のレポートなどの情報交換が行われました。

また、東京税関の方・水際対策に関わっておられる企業の方などを講師にお招きしての貿易円滑化委員会による税関セミナーに参加いたしました。水際での取り締まりの方法、企業の方々のご苦勞などを伺うこともでき興味深く拝聴いたしました。

10月になりますと、PAK（ドイツ弁理士会）、CIPA（イギリス弁理士会）、EPO（欧州特許庁）の代表団が相次いで来会されました。やはりそこでの話題の中心は、Brexit（イギリスのEU離脱）でした。日本においてもイギリスEU離脱へ、というニュースは大変衝撃的ではありましたが、欧州においてはまさかの結論であったと、来会された欧州の方々には共通しておっしゃっていました。計画途上にある欧州統一特許裁判所においてロンドンが裁判所を置く候補地の一つであるだけに気になるころではありますが、今後の展開はまだまだ決まりそうにないとのことでした。EUにおける意匠権・商標権の扱いについてもCIPAの方々から権利者にとって不利な扱いとならないように働きかけを行っていらっしゃるとのことでしたが、その行方も未定です。今後も進展があり次第情報共有いただけるようお願いしました。

AIPLAとのプレミーティング及びUSPTO（米国特許商標庁）とユーザーとの意見交換会が開催されましたのも10月でした。意見交換会においては、USPTOの方が審査の品質管理体制について時間を割いてご説明くださり、私共の質問・要望に対して丁寧にお答えくださったのが印象的でした。

10月の終わりには中華商標協会の年次大会が江蘇州昆山市にて行われ、その中で日中商標交流会が行われました。中国側から、インターネットの商標権侵害、不正手段による著名商標の先駆け登録、不使用取消審判の利用状況と「使用」と認められる使用、多区分制の利用状況についてのプレゼンテーションがありました。日本からも、改訂商標審査基準・非伝統的商標の審査基準と日本の連合商標制度（中国側からのリクエストにお応えしたもの）についての現状、インターネットにおける商標の使用と商標権侵害の認定方法、事例を挙げての日本における中国の著名商標の保護、日本分類とニース国際分類・新商品の分類の判断についてプレゼンテーションを行い、時間を大幅に超過するほどの活発な意見交換となりました。

同時期同会場にて欧州・米国・中国・韓国・日本の5庁による商標に関する会議であるTM5が行われ、

その後すぐ北京にて意匠に関するID5が行われました。日本弁理士会からもオブザーバーを派遣させていただき、ユーザーとしての意見・質問を行っていただきました。

11月にはイタリア弁理士会の副会長が来会され、イタリア弁理士会の組織について丁寧なご説明をいただきました。

商標委員会と知的財産協会商標委員会との意見交換会、意匠委員会と知的財産協会意匠委員会との意見交換会が行われました。日本弁理士会の委員会活動と知的財産協会の委員会活動、それぞれの活動について情報を交換し、意見を交わしました。

また、発明推進協会主催の地方発明表彰に出席のため、三重県津市をお訪ねし、発明者・創作者の方々とお話させていただく機会をいただきました。

12月はFICPI〈国際弁理士連盟〉の代表団が来会され、Brexitについての現状をご説明いただきました。韓国弁理士会の役員の方々も来会され、韓国弁理士会のアグレッシブな活動状況に刺激を受けました。

12月は臨時総会があります。拙稿を書いております今は、臨時総会を控え執行役員会、特に担当副会長はその準備に追われております。

1月には、賀詞交歓会が予定されており、同日に3回目となりますプレジデントミーティングも行われる予定です。また、1月27日に名古屋にて東海支部設立20周年の記念事業としての講演会・式典・祝賀パーティーが行われます。盛大な会となりますことを祈念しております。

2月には、前述のDiscover IP Japan、アジアセミナーが控えており、3月には、CIPAの方々から来会する予定です。

3. 最後に

まだまだ事業が残ってはおりますが、本誌が発行される2月には間もなく今年度の任期も残り1か月となっております。私が担当しております国際活動センター・東海支部・各委員会において、またその他の会務の運営において、大変多くの方々にご協力いただき、助けていただきました。皆様のお力添えを得てここまで参りましたこと、この場をお借りして心より御礼申し上げます。残りの任期も精一杯邁進して参りたいと思いますので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。